

船員保険
第四期特定健康診査等実施計画

令和6年4月1日
全国健康保険協会

目 次

第1章	実施率目標及び対象者数	2
1.	特定健康診査等の実施率目標と対象者数	
第2章	特定健康診査等の実施方法等に関する事項	3
1.	特定健康診査等の実施方法等	
2.	受診券（セット券）及び利用券について	
3.	代行機関について	
4.	標準的な関連スケジュール概要	
第3章	個人情報の保護	12
1.	記録の保存方法	
2.	管理体制	
3.	アクセス権限の設定	
4.	記録管理ルール	
第4章	特定健康診査等実施計画の公表・周知について	12
1.	公表方法	
2.	特定健康診査等の普及啓発	
第5章	特定健康診査等実施計画の評価・見直しについて	13
1.	目標達成状況の評価方法	
2.	評価時期	
3.	計画の見直し	

船員保険第四期特定健康診査等実施計画

全国健康保険協会船員保険部（以下「船員保険部」という。）においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 19 条に基づき令和 6 年度から令和 11 年度までの間の特定健康診査等実施計画を定め、特定健康診査等及び特定保健指導の取り組みを進めていきます。

第 1 章 実施率目標及び対象者数

1. 特定健康診査等の実施率目標と対象者数

厚生労働大臣が定めた高確法第 18 条に基づく特定健康診査等基本指針（以下「基本指針」という。）において示された令和 11 年度の船員保険の実施率目標（特定健康診査 70%、特定保健指導 30%）の達成に取り組みます。

（1）特定健康診査の実施率目標と対象者数

基本指針で示された目標値である令和 11 年度の特定健康診査実施率 70%を達成するため、令和 11 年度までの実施率目標を以下のように設定します。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者	対象者数	34,316人	33,766人	33,262人	32,765人	32,298人	31,893人
	実施率	68%	71%	74%	77%	81%	83%
	実施者数	23,335人	23,974人	24,614人	25,229人	26,161人	26,471人
	生活習慣病 予防健診	50%	52%	53%	55%	57%	58%
	船員手帳 健康証明書 データ取得	18%	19%	21%	22%	24%	25%
		6,177人	6,416人	6,985人	7,208人	7,752人	7,973人
被扶養者	対象者数	16,693人	16,087人	15,531人	15,008人	14,518人	14,074人
	実施率	32%	34%	36%	38%	39%	40%
	実施者数	5,342人	5,470人	5,591人	5,703人	5,662人	5,630人
合計	対象者数	51,009人	49,853人	48,793人	47,773人	46,816人	45,967人
	実施率	56%	59%	62%	65%	68%	70%
	実施者数	28,677人	29,443人	30,205人	30,932人	31,823人	32,101人

（2）特定保健指導の実施率目標と対象者数

基本指針で示された目標値である令和 11 年度の特定保健指導実施率 30%を達成するため、令和 11 年度までの実施率目標を以下のように設定します。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被 保 険 者	対象者数	8,821人	9,062人	9,304人	9,537人	9,889人	10,006人
	実施率	16%	19%	22%	25%	28%	30%
	実施者数	1,411人	1,722人	2,047人	2,384人	2,769人	3,002人
被 扶 養 者	対象者数	556人	569人	581人	593人	589人	585人
	実施率	25%	26%	27%	28%	29%	30%
	実施者数	139人	148人	157人	166人	171人	176人
合 計	対象者数	9,376人	9,631人	9,886人	10,130人	10,478人	10,592人
	実施率	16%	19%	22%	25%	28%	30%
	実施者数	1,550人	1,870人	2,204人	2,550人	2,940人	3,177人

- ・対象者数は年度末現在の見込み数値である。
- ・実施者数については費用請求ベースであり、年度内の喪失者等も含まれているため国が集計する実施者数とは相違する。
- ・特定保健指導は各年度内に実績評価まで終えた者の数値である。

第2章 特定健康診査等の実施方法等に関する事項

1. 特定健康診査等の実施方法等

(1) 実施場所

①特定健康診査

ア. 被保険者

生活習慣病予防健診は、船員保険部が委託する事業者が運営する健診実施機関及び事業者の委託先健診実施機関（以下「委託先健診実施機関等」という。）の施設内、公共施設、及び船舶所有者等への巡回健診により実施します。

なお、船員保険の被保険者は、委託先健診実施機関等であれば全国どこでも受診が可能です。

イ. 被扶養者

全国健康保険協会が集合契約を締結している健診実施機関で特定健康診査を実施します。また、委託先健診実施機関等や巡回健診により生活習慣病予防健診を実施します。

なお、船員保険の被扶養者は、受診時に特定健康診査受診券（セット券^(※1)）（以下「受診券（セット券）」という。）と、船員保険被保険者証等（以下「被保険者証等」という。）を委託先健診実施機関等の窓口に提示することで、全国どこでも受診ができます。

(※1) 特定健康診査受診券と特定保健指導利用券を兼ねたもの。

②特定保健指導

ア. 被保険者

健診を受診した被保険者が所属する船舶所有者や巡回健診等を実施する地域に保健師等を派遣し、船舶所有者等の協力を得て特定保健指導を実施します。また、委託先健診実施機関等のうち、船員保険部が委託する事業者が運営する実施機関及び事業者の委託先実施機関（以下「委託

先特定保健指導実施機関等」という。)においても特定保健指導を実施します。

イ. 被扶養者

全国健康保険協会が集合契約を締結している特定保健指導実施機関で実施します。また、委託先特定保健指導実施機関等においても特定保健指導を実施します。

なお、船員保険の被扶養者は、特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）、被保険者証等を委託先特定保健指導実施機関等の窓口に提示することで、全国どこでも利用が可能です。また、「健診当日（又は健診実施後1週間以内）の特定保健指導」を実施する健診実施機関で健診を受診する場合は、利用券ではなく、受診券（セット券）により、健診当日（又は健診実施後1週間以内）に特定保健指導の利用が可能です。

（2）実施項目及び実施方法

①特定健康診査

ア. 被保険者

40歳以上74歳までの特定健康診査の実施が義務づけられている被保険者に対し、外部委託により、特定健康診査の法定項目を含んだ生活習慣病予防健診（一般健診、巡回健診及び総合健診をいう。以下同じ。）を実施します。

生活習慣病予防健診では、がんの発生原因が喫煙習慣などの不摂生な生活習慣の積み重ねによる生活習慣病に起因する可能性があること、また、国から医療保険者に対して、がん対策や肝炎対策等において協力を求められていることから、被保険者に対し以下の検査も実施します。

- a) 胃がん・肺がん・大腸がん検査
- b) 乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検査
- c) 肝炎ウイルス検査

イ. 被扶養者

40歳以上74歳までの被扶養者に対し、外部委託により、以下の2種類の健診を実施します。該当の被扶養者は、いずれか1つを選択して受診することができることとします。

- a) 特定健康診査（法定項目のみ実施します。）
- b) 被保険者と同様の生活習慣病予防健診（上記ア a) b) c) のがん検査項目を含む）

ウ. 情報提供

被保険者、被扶養者ともに、健診受診者に対し健診実施機関が「健診結果の見方」等の情報を提供します。

②特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、腹囲又はBMIと追加リスク項目（血糖、脂質、血圧）の保有状況により、特定保健指導が必要な「積極的支援レベル」「動機付け支援レベル」に区分し（以下「階層化」という。）、支援レベルごとの特定保健指導を実施します。

<階層化の判定方法>

腹囲	追加リスク ^(※2)		特定保健指導の区分	
	①血糖②脂質③血压	④喫煙歴	40～64 歳	65～74 歳
男性 85 cm以上 女性 90 cm以上	2 項目以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1 項目該当	あり なし		
上記以外で、 BMI 25 以上	3 項目該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2 項目該当	あり なし		
	1 項目該当	/		

(※2) 追加リスク項目

- ①血糖 空腹時血糖 100 mg/dl 以上（空腹時血糖を測定しない場合は、HbA1c5.6%以上。空腹時以外でHbA1cを測定していない場合は、随時血糖（食直後 3.5 時間経過後）100 mg/dl 以上）
- ②脂質 空腹時中性脂肪 150 mg/dl 以上又は随時中性脂肪 175 mg/dl 以上（原則として空腹時中性脂肪を測定することとする。やむを得ず空腹時中性脂肪を測定しない場合は、随時中性脂肪による検査を行うことを可とする）又はHDL コレステロール 40 mg/dl 未満
- ③血压 収縮期血压 130 mm Hg 以上又は拡張期血压 85 mm Hg 以上
- ④喫煙歴 ①～③のリスク項目がある場合に、1 項目として追加

外部委託により、特定健康診査結果に基づき、支援レベルごとの特定保健指導を実施します。

a) 動機付け支援：保健師等による初回面談^(※3)（20分以上）（グループ支援の場合はおおむね 80 分以上）を実施し、行動目標を作成します。3 ヶ月以上経過後に電話等により、行動目標の取り組み状況、生活習慣の改善状況、腹囲及び体重、血压の変化などにより評価を行います。

b) 積極的支援：動機付け支援と同様に初回面談^(※3)を行った後に、保健師等の電話やメール等による 3 ヶ月以上の継続的支援を実施し、3 ヶ月以上経過後に動機付け支援と同様に実績評価を行います。なお、継続的支援は、電話やメールを中心とした支援方法を基本とします。

c) 動機付け支援相当：2 年連続で積極的支援となった対象者のうち、1 年目に比べ 2 年目の状態が改善している者については、2 年目の保健指導は、動機付け支援相当の支援（面接による支援のみの原則 1 回の支援）を実施した場合でも保健指導を実施したこととします。

なお、保健師等により、生活習慣病予防健診の結果から支援が必要な者（指導区分（「2」及び「3」）に該当する者、要治療・要精密検査区分（「4」及び「5」）に該当するが受診していない者^(※4)）に対して、その他支援として、実施します。医療機関への受診や継続治療が必要な対象者に受診や服薬の重要性を認識していただく他、検査値を改善するための個人の状態に応じた生活習慣のアドバイスや、健診結果に基づき自らの病気のリスクを自分自身の問題として認識しても

らえるよう、必要な情報提供を実施していきます。

(※3) 遠隔面談（情報通信技術（ICT）を活用した面談）を含む。

(※4) 生活習慣病予防健診指導区分

指導区分	健診結果
1	この検査の範囲では、異常がないもの
2	わずかに基準範囲を外れているが、日常生活に差し支えないもの
3	日常生活に注意を要し、経過の観察を要するもの
4	治療を要するもの
5	精密検査を要するもの

（3）実施時期又は期間

①特定健康診査

被保険者・被扶養者ともに前年度末に対象者あてに受診券を発送するとともに、年度途中の加入者に対しては年間を通じ受診券の発行を行い、年度内であれば1人につき年度1回の健診を実施します。

②特定保健指導

被保険者・被扶養者ともに階層化後に「特定保健指導利用券」を交付し、年間を通じて実施します。

なお、実績評価や継続的支援が年度を跨ぐ場合は、年度末で保健指導を終了せず、実績評価時まで継続して実施します。また、初回面談が健診実施年度の翌年度になる場合も特定保健指導を実施します。

（4）外部委託契約形態

①特定健康診査

ア．被保険者

全国健康保険協会は生活習慣病予防健診等事業について、事業者と委託契約を締結します。事業者は、運営する健診実施機関において健診を実施する（巡回健診を含む。）ほか、事業者が契約する生活習慣病予防健診の実施基準を満たした健診実施機関においても健診を実施します。

イ．被扶養者

被保険者と同様の委託契約をするとともに全国健康保険協会が集合契約（集合契約A・B）を締結します。

②特定保健指導

ア．被保険者

全国健康保険協会は特定保健指導の実施について、事業者と委託契約を締結します。事業者は、運営する健診実施機関において、特定保健指導の利用希望者が就業する船舶所有者等に保健師等を派遣し、保健指導を実施し、さらに、事業者が契約する生活習慣病予防健診の実施機関の

うち特定保健指導の実施に係る委託契約を締結している健診実施機関においても特定保健指導を実施します。

イ. 被扶養者

全国健康保険協会が集合契約（集合契約 A・B）を締結します。なお、保健指導実施事業者及び生活習慣病予防健診の契約機関のうち特定保健指導の実施に係る委託契約を締結している健診実施機関においても特定保健指導を実施します。

（参考）

・集合契約 A

協会本部と全国団体である、日本人間ドック学会（日本病院会）、日本総合健診医学会、全日本病院会、予防医学事業中央会、結核予防会、全国労働衛生団体連合会との集合契約

・集合契約 B

協会支部を含む被用者保険グループと地域医師会等との集合契約

（5）外部委託の選定にあたっての考え方

①特定健康診査

厚生労働省告示第 92 号（平成 25 年 4 月 1 日）「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしている特定健康診査実施機関を選定します。

なお、がん検診等を含めた生活習慣病予防健診を実施する場合は「船員保険生活習慣病予防健診事務処理要領」において定める「健診実施機関の選定基準」を満たしている契約健診機関を選定します。

②特定保健指導

厚生労働省告示第 92 号（平成 25 年 4 月 1 日）「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしている特定保健指導機関を選定します。

また、健診当日（又は健診実施後 1 週間以内）に検査結果データが出揃わない場合でも、後日初回面談を実施できることから、生活習慣病予防健診と一体的に実施できるよう生活習慣病予防健診実施機関との契約を進めます。

（6）周知や案内の方法

①周知方法

ア. 被保険者

検査項目、健診単価、自己負担額、契約健診実施機関名、受診方法及び特定保健指導の実施方法等を記載したパンフレットを配布することで周知します。

イ. 被扶養者

検査項目、健診単価、自己負担額、契約健診実施機関名、受診方法及び特定保健指導の実施方法を記載したパンフレットを直接送付することにより周知します。

ウ. 共通

ホームページや関係団体等の広報誌への掲載により周知します。

②特定健康診査の受診案内の方法

ア. 被保険者

a) 船舶所有者へ年度初めにパンフレットを送付する際、健診受診対象者名等を記載した「生活習慣病予防健診受診券」を併せて送付します。

なお、疾病任意継続被保険者については、被保険者の登録住所へ案内を行います。

b) 未受診者のいる船舶所有者へ文書による勧奨を実施します。併せて未受診者の自宅へ直接文書による勧奨を実施します。

イ. 被扶養者

a) 被扶養者の自宅（被保険者の登録住所）へ年度初めにパンフレットを送付する際、健診受診対象者名を記載した「特定健康診査受診券（セット券）」を併せて送付します。

b) 未受診者の自宅（被保険者の登録住所）へ直接文書による勧奨を実施します。

c) 集団健診を実施する場合は、開催日時や開催場所等について記載した受診案内等を送付します。

③特定保健指導の利用案内の方法

特定保健指導の対象となった者の住所地（被扶養者の場合は被保険者の登録住所）に、利用券と特定保健指導実施機関の一覧を直接送付します。なお、生活習慣病予防健診を受診した者について、同一機関において特定保健指導を受けようとする者については、利用券は不要とします。

(7) 船員手帳健康証明書等の健診結果データ収集方法

①受領方法

特定健康診査の健診結果を含む船員手帳健康証明書の健診結果データの受領方法については、以下の方法で実施します。

ア. 船舶所有者からの提供

受診勧奨時等に船舶所有者へ船員手帳健康証明書の健診結果データを提供していただくよう文書等により依頼することにより、船舶所有者を経由してご提供いただきます。なお、特定健康診査対象者の健診結果データを保険者に提供することについて、本人の同意を得たうえでご提供いただきます。

イ. 被保険者からの提供

受診勧奨時に被保険者の住所地へ直接、船員手帳健康証明書の健診結果データを提供していただくよう文書等により依頼することによりご提供いただきます。

②受領するデータの形態

船員手帳健康証明書の健診結果データについては船員健康証明書の写しを紙媒体又はオンラインでご提供いただきます。

2. 受診券（セット券）及び利用券について

（1）被保険者にかかる様式

①発券形態

被保険者については、個別契約の健診実施機関において健診を実施するため独自の様式を作成し使用します。

②印字事項

以下の項目について、券面に印字します。

ア. 受診券

有効期限、受診券整理番号、被保険者の氏名（カタカナ）、性別、生年月日、被保険者証等の記号及び番号、保険者番号、委託機関名、交付年月日、その他必要なコメント等。

イ. 利用券

有効期限、利用券整理番号、被保険者証等の記号及び番号、保険者番号、被保険者の氏名、性別、生年月日、特定保健指導区分、委託機関名、交付年月日、その他必要なコメント等。

（2）被扶養者にかかる様式

①発券形態

被扶養者については集合契約を活用するため、受診券及び利用券ともに集合契約における標準的な様式を作成し使用します。

②印字事項

以下の項目について、券面に印字します。

ア. 受診券（セット券）

交付年月日、受診券整理番号、被保険者証等の記号及び番号並びに被扶養者番号、受診者の氏名（カタカナ）、性別、生年月日、有効期限、健診内容（特定健康診査・その他・（生活習慣病予防健診・総合健診）、（当日保健指導））、保険者負担上限額（特定健診基本部分・特定健診詳細部分、その他（生活習慣病予防健診）・その他（総合健診）、その他（保健指導・積極的支援）、その他（保健指導・動機付け支援））、保険者所在地、保険者電話番号、保険者番号・名称、契約取りまとめ機関名、支払代行機関番号、支払代行機関名、その他必要なコメント等。

イ. 利用券

交付年月日、利用券整理番号、特定健診受診券整理番号、被保険者証等の記号及び番号並びに被扶養者番号、受診者の氏名（カタカナ）、性別、生年月日、有効期限、特定保健指導区分、保険者負担上限額、保険者所在地、保険者電話番号、保険者番号・名称、契約取りまとめ機関名、支払代行機関番号、支払代行機関名、その他必要なコメント等。

（3）交付時期

①被保険者受診券及び被扶養者受診券（セット券）

年度当初の受診案内時及び加入者からの申請書に基づき随時交付します。

②利用券

生活習慣病予防健診及び特定健康診査結果の階層化処理に基づき随時交付します。

3. 代行機関について

（1）利用予定の代行機関

①生活習慣病予防健診及び集合契約以外の特定保健指導

被保険者及び被扶養者が受診する生活習慣病予防健診及び集合契約以外の特定保健指導は個別に契約を締結するため、代行機関は利用しません。

②集合契約による特定健康診査及び特定保健指導

集合契約への参加条件として代行機関を利用することとしているため、特定健康診査及び特定保健指導ともに代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用します。

4. 標準的な作業スケジュール概要

（1）主な年間スケジュール

月	年間作業スケジュール	契約作業スケジュール
4月		・生活習慣病予防健診委託契約の締結
5月		・集合健診の締結
6月	・前年度事業結果の検証・評価	・代行機関契約の締結
7月	・前年度事業報告書の作成	
10月	・健診未受診者への勧奨	
11月	・前年度特定健診等結果の登録(支払基金)	
12月	・翌年度事業計画の検討	
	・健康証明書データの提供依頼	
1月	・特定健診等実施計画の見直し準備	
	・事業計画の策定	(※以下は、主に次年度に向けての作業)
2月	・特定健診等実施計画の見直し	・集合契約の締結の準備
	・翌年度事業計画の決定	・代行機関契約の締結の準備
3月	・次年度受診券及び受診案内の発送	・生活習慣病予防健診実施機関契約の準備

注) スケジュールは標準的なものであり、必要に応じ関係者間で日程調整を行うことができる。

(2) 主な月間スケジュール

日	生活習慣病予防健診関連	特定健診等(集合契約)関連
10日		・前々月分健診費用の請求 (基金→協会)
15日	・前月分健診費用等の請求締切 (健診実施機関→委託先)	
20日		・前々月分健診費用の支払い (協会→基金)
25日	・前月分健診費用等の請求受付 (委託先→協会)	・前月分健診結果データの受付 (基金→協会)
30日	・前々月分健診費用の支払い (協会→委託先→健診実施機関)	・前月分返戻データの作成・送付 (協会→基金)

注) 支払決済・支払日が営業日以外の場合等は、関係者間で日程調整を行う

第3章 個人情報の保護

1. 記録の保存方法

①保存方法

被保険者及び被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導結果データ（以下「結果データ」という。）を委託先において管理・保存します。

②保存年限

結果データについては10年保存を基本とし、当面の間、引き続き保存します。

2. 管理体制

特定健康診査結果等を収録しているサーバー及び記録媒体は、入退室管理システムが設置されている電算管理室において保管します。

データ管理責任者については、下記4の記録管理ルールに基づき、委託先において個人情報保護管理規程を定め統括管理責任者、部署管理者を置くこととします。

3. アクセス権限の設定

端末から特定健康診査結果等を閲覧可能な者を限定するため、指紋認証システム等によるアクセス権限を設定します。

4. 記録管理ルール

健診及び特定保健指導実施機関等が受託業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守するとともに「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に沿って取扱うよう規定する実施要綱を作成し、当該実施要綱に基づき健診事業を実施するよう契約書に規定しています。

また、「全国健康保険協会個人情報管理規程」等において全国健康保険協会が保有する個人情報の適正な管理を図るための必要な措置について定めています。この規程に基づき、全国健康保険協会が委託する生活習慣病予防健診に関する事業等における健診申込書、健診結果、事後指導結果、健診結果データ、事後指導データ及び船員保険加入記録等の個人情報を適切に取扱うための委託先が講ずる必要な措置について定め、個人情報の漏洩、滅失及び毀損等を防止し、適正な管理を図るため「船員保険の生活習慣病予防健診に関する事業に係る個人情報取扱要綱」を作成しています。

第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知について

1. 公表方法

全国健康保険協会のホームページに掲載し周知を図ります。

2. 特定健康診査等の普及啓発

特定健康診査等の普及啓発に関する広報等については船舶所有者や海事関係団体と共同した実

施や、船員・船舶所有者向けの各種広報誌を活用するなど効果的な実施を図ります。

第5章 特定健康診査等実施計画の評価・見直しについて

1. 目標達成状況の評価方法

特定健康診査・特定保健指導の実施率について、前年度の特定健康診査及び特定保健指導の結果データから、被保険者・被扶養者別、保健指導の支援形態別等の実績評価を行います。

2. 評価時期

毎年度の国への報告データを生成する過程において、前年度実績との比較・検証を行い、翌年度の事業計画策定等に反映させます。

3. 計画の見直し

令和8年において、対象者数の推移及びそれまでの実績や取り組み状況により、必要に応じて令和9年度以降の実施計画の見直しを行います。

(参考)

第三期特定健診診査の実績

区分		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被 保 険 者	対象者数	36,418人	36,061人	35,617人	35,031人	34,058人
	実施率	66.3%	68.9%	67.2%	66.4%	64.3%
	実施者数	24,136人	24,857人	23,940人	23,259人	21,897人
	生活習慣病 予防健診	41.2%	43.4%	42.5%	44.9%	46.4%
		14,998人	15,654人	15,133人	15,743人	15,812人
	船員手帳 健康証明書 データ取得	25.1%	25.5%	24.7%	21.5%	17.9%
9,138人		9,203人	8,807人	7,516人	6,085人	
被 扶 養 者	対象者数	21,791人	21,201人	20,380人	19,416人	18,071人
	実施率	25.0%	25.1%	24.4%	26.8%	28.9%
	実施者数	5,441人	5,321人	4,969人	5,197人	5,219人
合 計	対象者数	58,209人	57,262人	55,997人	54,447人	52,129人
	実施率	50.8%	52.7%	51.6%	52.3%	52.0%
	実施者数	29,577人	30,178人	28,909人	28,456人	27,116人

第三期特定保健指導の実績

区分		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被 保 険 者	対象者数	9,039人	9,724人	9,357人	8,609人	7,924人
	実施率	8.4%	8.3%	11.0%	13.0%	13.7%
	実施者数	762人	806人	1,027人	1,121人	1,088人
被 扶 養 者	対象者数	527人	548人	569人	560人	510人
	実施率	18.2%	17.7%	20.7%	22.5%	21.8%
	実施者数	96人	97人	118人	126人	111人
合 計	対象者数	9,566人	10,272人	9,926人	9,169人	8,434人
	実施率	9.0%	8.8%	11.5%	13.6%	14.2%
	実施者数	858人	903人	1,145人	1,247人	1,199人

- ・対象者数は年度末現在の見込み数値である。
- ・実施者数については費用請求ベースであり、年度内の喪失者等もふくまれているため国が集計する実施者数とは相違する。
- ・特定保健指導は各年度内に6ヶ月評価まで終えた者の数値である。